

雇用関係助成金を利用される事業主の皆様へ

平成 29 年度雇用関係助成金の改正により

**支給申請書等の提出時には、委任状の提出
及び身分証の確認が必要になりました**

支給申請事業主の従業員が、支給申請書等の提出を行う場合

●支給申請事業主の従業員が支給申請書等の提出を行う場合には、原則※1 事業主はその従業員を代理人として選任し、委任状※2（原本）の提出及び社員証等身分を証明できるものの提示をお願いします。（申請書等の提出の都度、必要となります）この場合、支給申請書等の代理人欄にその従業員の住所・氏名を記載する必要があります。

なお、法人の場合で、当該法人の役員又は当該支給申請事業所の長（支店長、工場長等）が支給申請等の手続を行う場合、委任状は不要です。

※1 支給申請書等の提出のみを行い、支給申請書等の内容面の修正を行わない場合は、委任状の提出が不要の場合もあります。

※2 委任した年月日、受任者、委任者、委任事項等を記載したもの（裏面の様式を参考にしてください）

支給申請事業主の従業員以外の代理人が、支給申請書等の提出等の手続を行う場合

●正当な権限のある代理人であるかを確認するため、委任状（原本）の提出及び身分を証明できるものの提示をお願いします。この場合、支給申請書等の代理人欄にその代理人の住所・氏名を記載する必要があります。

※社会保険労務士、弁護士以外の者が、「他人の求めに応じ」、「報酬を得て」、「業として」支給申請を行うことはできません。

委任状

令和 年 月 日

申請事業主 所在地
名称
氏名

私（申請事業主）は、下記 2 の者を代理人と定め、下記 1 の事項について委任します。

記

1、委任事項

特定求職者雇用開発助成金の支給申請事務

2、代理人

・住所

・氏名

・代理に係る報酬の有無（ 有 ・ 無 ）

※労働局確認欄

【社員証・免許証・その他 】